

クラブ競技 ローカル・ルール

1. アウトオブバウンズ 規則 18.2a(2)

- (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) 東コース 3 番ホールと 4 番・5 番ホールの中の黄色縞杭を結ぶ線を超えていった球はアウトオブバウンズである。
- (c) 東コース 5 番ホールと 6 番ホールの中の黄色縞杭を結ぶ線を超えていった球はアウトオブバウンズである。
- (d) 西コース 1 番ホールと東コース 8 番ホールの中の黄色縞杭を結ぶ線を超えていった球はアウトオブバウンズである。
- (e) 西コース 3 番ホールと 4 番ホールの中の黄色縞杭を結ぶ線を超えていった球はアウトオブバウンズである。
- (f) 西コース 5 番ホールと 6 番ホールの中の黄色縞杭を結ぶ線を超えていった球はアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア 規則 17

ペナルティーエリアはイエローペナルティーエリアまたはレッドペナルティーエリアとし、イエローペナルティーエリアは黄杭または黄線を地表レベルで結んだ線によって定め、レッドペナルティーエリアは赤杭または赤線を地表レベルで結んだ線によって定められる。(杭と線が併用されている場合は線によって定められる)

3. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) 規則 16

修理地 青杭を立て、白線で囲まれた区域。

4. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) に対する救済 規則 16.1

カート道路及び管理道路上のボールはフェアウェイ側にドロップすることができる。

5. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) に対する救済 規則 16.1

コース管理作業で出来た轍は異常なコース状態とみなし、異常なコース状態からの救済を受けることができる。ただし、コース管理作業で出来た轍がプレイヤーのスタンスにだけ障害になる場合、障害は存在しない。

令和 3 年 12 月 5 日 改定

川中嶋カントリークラブ 競技委員会